

転勤～新しい事業所で特別徴収する場合～

記入例

氏名・生年月日・住所については本人に確認のうえ、正確な情報を記載してください。個人番号（マイナンバー）も記載してください。

「特別徴収義務者指定番号」とは、通知書の宛名の下のカッコ書きの数字です。

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度		1		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
志摩市長		〒517-0592 志摩市阿児町鶴方3098番地22		特別徴収義務者 指定番号		77777777			
令和7年10月1日提出		フリガナ 氏名又は名称		カブシキガイシャ シマシ 株式会社 志摩市		宛 名 番 号			
給与支払者 （特別徴収義務者）		個人番号（マイナンバー） 又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4		法人番号（個人番号）を記載してください。 個人番号の場合は、左側を1文字空けて記載してください。		599-44-0211 内線（21）	
フリガナ 氏 名		シマ タロウ 志摩 太郎		（ア） 特別徴収税額 （年税額）		（イ） 徴収済額 （納付済額）		（ウ） 未徴収税額 （ア）－（イ）	
生年月日		元号 3 1 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 55 年 11 月 22 日		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
個人番号 （マイナンバー）		9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8		R 5 年 2 月 9 日 30 日		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c		1. 特別徴収継続 ⇒①を記入 2. 一括徴収 ⇒②を記入	
受給者番号		志摩市浜島町浜島1787番地101		6 月分 9 月分		10 月分 5 月分		1 特別徴収継続 ⇒①を記入 2. 一括徴収 ⇒②を記入	
1月1日 現在の住所		同上		194,800 円		65,200 円		129,600 円	
異動後の 住 所		同上		194,800 円		65,200 円		129,600 円	
① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。）									
新しい勤務先 （特別徴収義務者）		特別徴収義務者 指 定 番 号		新規		法 人 番 号		9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	
所 在 地		〒517-0703 志摩市志摩町和具535番地		担当者 連絡先		所 属		給与係	
フリガナ		ユウゲンガイシャ シマシ		氏 名		小志摩 花子			
氏名又は名称		有限会社 志摩市		電 話		0599-85-1111 内線（ ）			
② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）									
理 由		1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がない		徴収予定月		10 月分（翌月10日納入期限分）から		徴収し、納入するよう連絡済みです。	
③ 普通徴収（本人）		理 由		1. 異動が12月31日までで、普通徴収の申出があったため 2. 5月1日以降で、普通徴収の継続の申出がない 3. 死亡		新規事業所に徴収を開始する月を新事業所へ必ず確認のうえ、記入してください。		上記の一括徴収した税額は、	

異
三
重
県
内
全
市
町
共
通
様
式

出の他の市の市町に提出する場合もご使用いただけます。宛先を訂正

※a 「乙欄適用」とは、乙欄適用市町村で特別徴収されている場合。
※b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。
※c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。